

竹島問題を学ぶ講座 第7回 講義記録

日時：平成20年12月14日（日）

会場：島根県立図書館集会室

天保竹嶋一件－今津屋八右衛門について

森須和男

（浜田市文化財審議委員）

1-1-1 はじめに

私は、天保竹嶋一件を調べています。小学4年生の社会科の時間に郷土調べというのがあって、島根県社会科教育研究同好会というところが昭和30年に出版した『島根県社会科副読本 郷土のしらべ』が使われ、その本の郷土の偉人の一覧に、「^{あいづ や え もん} 会津八右衛門 江戸時代（文政天保の頃）大阪方面への廻船問屋会津屋清助の子 大たんで心強く航海に長ず 渡部華山につき海外の事情をきき竹島渡航になづけて海外渡航の計画したが、わかり死罪となる」とあり、子供ながらここに書かれてることが正しいのだろうかと疑問を持ったのがきっかけでした。その当時浜田では^{あいづ や はちえ もん} 会津屋八右衛門というのが通説になっていたわけですけれど、この本の中では^{あいづ や えもん} 会津八右衛門と書かれていて、浜田では「はちえもん」と言うのに、何で……。渡辺峯山の名前も渡部華山とあり、漢字が違っていました。当時の子供の考え方からしますと、教科書に書かれてることは絶対正しくて間違いないものと信じていましたが、これを見る限りはどうも違うことがあるらしいということがわかり、それが頭の隅にずっと残っていて調べ始めたわけです。

1-1-2 史料探し

竹嶋一件について浜田で出版されるようになったのは、いつ頃なのだろうか調べ始めたところ、大正3年（1914年）に舟木一義編『濱田港』の中に、大島幾太郎という浜田の郷土史家が短い文章を書いています。大正5年になると、大島幾太郎が『那賀郡史』を著し、参考文献として蔵田敬正「竹島渡航」（実際は「竹島の渡航」）及び浜田市立図書館所蔵の『朝鮮竹島渡航始末記』、それと『天保雑記』という史料をベースに使って書かれました。昭和10年の『濱田町史』になると、文字数が大幅に増加してきます。

『濱田町史』を超える史料がないかと探し始めましたけれど暫くの間、なかなか見つけることができませんでした。今ならインターネットで探せば簡単な項目は調べられるのですけれど、当時はそのような方法はなく、思いついたのが図書館にある目録でした。全国の図書館の目録集より、キーワードを決めてピックアップして検索していく方法で、かなりの量の史料を収集することができました。ただ、それらの史料を収集するのにお金と時間がかかりました。当時は送っては返り、返っては送るという形を何回も繰り返してやっと承諾書が出て、次はコピーの願いを出して送金し、その後コピーがやっと届きました。1ヶ月から2ヶ月位の日時がかからないと史料入手できない時代でした。

この一件についての風聞、流説は色々あるのですが、もとになる一次史料たるべきものがほとんどなかったので、それを探すことが最大の目標でした。一次史料たるべき基本の史料を見つけることによって、その風聞も生きてくるのではないかと考えました。

国立国会図書館では「旧幕府引継書」の中の竹嶋一件に関する史料、東京大学附属図書館では『竹島渡海一件記 全』という史料を見つけることができました。『竹島渡海一件記 全』とは「申口」という今で言う供述調書を抄録化したもので、天保竹嶋一件の

全容が読み取れる史料で、正に一級史料でした。

1-1-3 天保竹嶋一件とは

天保竹嶋一件とは、天保7年に発覚した石見国浜田の今津屋八右衛門らが起こした竹嶋渡海一件のこと指します。現在の韓国領鬱陵島、江戸時代の日本では竹嶋又は磯竹嶋と呼ばれていた島に渡り、草木を持ち帰り大坂で売りさばいたことが分かって、八右衛門は天保7年12月23日に死罪となります。天保8年2月に幕府は全国に対し竹島への渡海禁止の御触書を初めて出し、高札を高札場に掲げるよう命じました。詳しい内容については、石見学ブックレット『八右衛門とその時代』を読んでいただきたいと思います。

1-1-4 大島幾太郎説の疑問点

大島幾太郎説では、八右衛門の父親の清助が藩の御用を勤め、浜田動木^{ゆるぎ}という浜で二千五百石積みの大きな船を造り、大坂に行った、大坂でバカデカイのでアホウ丸と呼ばれたという話を、『濱田町史』は書いています。又、その船が文政2年に紀州沖で遭難し、後にオランダ船に救助され長崎を経由して文政5年に浜田に帰ってきたとあります。家の方では死亡届を出していたので藩に生きて帰ってきたという届けを出し、その届け出た文面というのを載せていますが、その史料は確認できません。父親の清助が漂流したという史料も、松江出身の佐野正己著『国学と蘭学』に、弘化2年に出された浜田藩国学者足立清隆の『鶏脇集』にその漂流譚が載っていると書かれているのですけれど、これも確認できません。

渡辺峯山と会ったとか、時の有名人の名前を入れたりという形で多少脚色したんじゃないかと、私は思っています。今のところ、渡辺峯山の記録を見ても浜田藩の関係の者が接触したというものは出てきません。調べれば調べるほど、事実からちょっと外れているも

のがくっついてしまっているという感じがします。

竹嶋渡海計画は、国家老である岡田頼母に相談し、藩の勘定方の橋本三兵衛と八右衛門が企って決行したとありますが、橋本三兵衛は岡田頼母の家士でした。竹嶋渡海が目的ではなくて実は密貿易であるとも言われていますが、この密貿易に関することも「申口」^{もうしぐち}では一言も出てこないんです。

付記；最近見た資料『アジア公論』1982年4月号の「独島問題を再照明する」中において、シンヨンハの述べた言葉によると「1836年の日本の書物が一つ保管されています。これは『朝鮮國竹島渡海一件』といって、鬱陵島を通して朝鮮の釜山、平安道地方まで行った日本商人の商売のための記録…（省略）…発行者はハッキリせず、ただ日本の徳川幕府の役人が書いたものと知られているだけで正確なことは分かりません…（省略）…竹島が鬱陵島ということは明かされていらず、貨物の名と金額だけが記してある（…省略）…」とあり、どの様な史料なのか実物を見てみたいものです。

竹嶋一件によって浜田藩主は国替になったと言われていますが、それも間違っていて、その前に仙石一件という出石藩の御家騒動に關係して国替は既に決まっており、その後に竹嶋一件の判決が下されました。元藩主であった松平康任は永蟄居となります。永蟄居というのは非常に厳しい刑で、亡くなった後もお墓は建てられず、康任死後松平周防守家においても墓を建てさせて欲しいと幕府に願い出た文書が残っています。

竹嶋一件は、仙石一件、大塩一件、桜田門外一件と共に大きな一件として幕府で取り扱われました。評定所というのは、幕府に關係する重要な役職にある者とか、国事に対する一件に対して裁判をしたわけで、三手掛とか五手掛というやり方があり、この竹嶋一件の場合には五手掛（老中より命ぜられた大目付、目付立合のもと、勘定

奉行、寺社奉行、江戸町奉行による裁判) という大がかりな裁判でした。

橋本三兵衛について、「旧幕府引継書」を見ますと、御仕置例書より考えられた判決伺いを直した御裁許書下書が残っています。案を消しその上に罪科が書き直され、永牢から死罪に変わっています。推測の域を出ませんが、その当時の政治的な思惑があったのかもしれません。

1-2 会津屋ではなく今津屋のわけ

浜田市立図書館所蔵の「祇園宮御日待の回文」に、天保6年かそれ以前のものであると思われますけれど、「今津屋八右衛門様」、添書きに「八百吉」という名前が出てきます。これは浜田市に現存するその当時の唯一の「今津屋八右衛門」と書かれた史料です。八百吉というのは兄弟か、もしくは親族であろうと思います。『竹島渡海一件記 全』の中にも今津屋八右衛門と屋号と名前が書かれていますので、今津屋で間違いないと思います。

浜田では会津屋の名が通ってしまっていて、今津屋でない理由ですが、それは、没後100年になる昭和10年、浜田の松原自治協会が鰐山に八右衛門の頌徳碑を建てた折り、時の内閣総理大臣海軍大将であった岡田啓介に書を頼み、「會津屋八右衛門氏 頌徳碑」と書かれているので、訂正をできなかったということではないかと思います。頌徳碑の原案文を書いた大島幾太郎の『浜田町史』(昭和10年刊)では、会津屋にしようか、今津屋にしようかと迷って、「今津屋(會津屋)」と書かれています。頌徳碑が括弧して書かれるのはおかしいですから、多分どちらかにしなければいけなくて、会津屋にされたんだと思います。結局会津屋八右衛門という形で現在まで来てしまっています。

1－3 領土認識についての歴史的認識

領土認識について現在の歴史認識では、日本と韓国、北朝鮮もかも分かりませんけども、根本的な違いは、各々の国ごとに自国の領土であると主張している点です。日本は、現在の竹島（韓国名独島）は鬱陵島の属島ではない、韓国は、独島は鬱陵島の属島であるという見解を持っています。国際法下以前の記録をもとにして、歴史的論争は繰り広げられてきました。しかし最近になって国際法にのっとった論争が重きをなすようになってきました。

1－4 天保竹嶋一件当時の國の境の認識

天保竹嶋一件当時の竹嶋（現在の鬱陵島）や、松嶋（現在の竹島）についての國の境の意識についてですが、国境意識は國という意識があることによって生じるわけですが、私は今のようにここからここまでこの國で、ここからここまであちらの國という考え方だけではなくて、わからないところという考え方もあったのではないかと思います。それを「無人島」及び「国界不分明」なるものと考えたのではないかと思います。その辺の意識の違い、現代人ではちょっと理解できないようなこともあったのではないかと考えています。

竹嶋一件当時、対馬藩は竹嶋、松嶋についてどのように考えていたのか。名古屋大学の池内敏教授が『大君外交と「武威」』（2006年2月）に、イフン論文『獨島と対馬島』（1996年）に初出と収載された史料よりの別解釈を示した論文に、天保7年8月、幕府より対馬藩江戸藩邸に対し竹嶋、松嶋についての問い合わせがあります。韓国国史編纂委員会所蔵『対馬島宗家文書 古文書目録No.4013』に「松島之儀元禄年御老中阿部豊後守様より御尋之節竹島近所に松島と申嶋有之此所江も日本人罷渡漁仕候段下々之風説ニ承候段御答申候由留書ニ相見申候竹島同様日本人罷渡致漁候儀御停止の嶋とハ被

考候得共差極候儀者御答仕兼候朝鮮地圖を以相考候得者蔚陵于山二島有之と相見申候右竹島江被國漁民共罷渡且木材多島と相聞候付為舟造罷渡候由ニ而住居之者ハ無之由ニ御座候尤彼國役人時々為見分致渡海候而相聞申候於當時ハ如何ニ同所候哉差極候儀難申上候」と答えています。ややこしいですが、対馬藩としては決めがたいという表現が、天保竹嶋一件についての対馬藩の考え方であったんだろうと思います。

浜田藩は一体どうであったのかと考えますと、江戸詰家老松平亘が、対馬藩家老杉村但馬に対して、竹嶋の所属等について問い合わせをしています。幕府の外交のことについて情報を漏らすことは違法行為になるが（杉村但馬は結局罪になるんですけども）、杉村但馬としたら、浜田藩主松平周防守康任は幕府の老中を務めているので、老中の家臣が聞くことだから仕方なく対馬藩主にも聞かず、対馬藩の元禄竹嶋一件に関する記録等の抜書きを渡したということのようです。

それを元としている浜田藩の認識は、天保7年の8月当時の対馬藩の答えと近いようなものだったと思います。判決文中では松平亘は、そのことを浜田藩主に伝えなかつたと記述されていますが、恐らく藩主に害を及ぼさずに、自分のところで食いとめようという意識があったのではないか、と推測できます。

朝鮮国では、『朝鮮王朝実録』等の史料を調べても、今のところ天保竹嶋一件については一行も出てきません。知らなかつたか、記述をしなかつたか、どちらかだと思います。対馬藩の記録は、韓国にもかなりの量が保存されています。現在調査中の韓国にある対馬宗家関係の資料を調べることによって、この一件についてもう少し別の見方の史料が出てくるかもしれません。裁判の基準となつた元禄竹嶋一件のことについては、まだ発表されていない史料があり、今後その史料を調べることによって、元禄竹嶋一件について、さら

なる内容がわかつてくるかもしれません。

鳥取藩については、幕府に提出した藩の記録を見ると元禄8年及び9年に、因伯のものではない、竹嶋も松嶋も藩所属ではないというような表現をしています。鳥取藩の「竹嶋之書附」によると「竹嶋松嶋其他両国江附属之嶋無御座候」「松嶋者何連之国江附候嶋ニ而茂無御座由承候事」とあり、それは日本國のものではないというのではなくて、鳥取藩の所属ではないという表現だと思います。そのことについては多分当時としてはわからないというところが実体で、白だから黒だからというのではなくて、白でもなく黒でもないグレーのところもあるじゃない、だからそういうところも、当時の事として考える必要があるのではないかと私は考えてます。

隠岐の福浦は大谷、村川の竹嶋渡海時の風待ちの湊として使われていました。内閣文庫所蔵「正保出雲隠岐国絵図」、島根県立図書館所蔵「隠岐国絵図」（文政9年）にも「此湊船懸吉竹嶋江渡海此湊ニ而天気見合候」とあります。隠岐においては恒常に竹嶋の存在を認識していました。

一件を最初に取り扱った大坂町奉行所は、一体どのように考えていたのかというと、これは、『天保雑記』第十八冊に大坂奉行所からのものだという記述がある箇所があります。『天保雑記』は、風聞書きとか風説というのがかなり混じっていますが、「……竹嶋と申島ハ濱田領沖合島ニ而無人島ニ而朝鮮向寄之嶋候所日本之刀釘之類を漁獵船江積込ミ」、「漁船之姿ニ而異國人と交易致候由……」とあり（交易という話も出ています）、当時の大坂町奉行所としては竹嶋は無人島であるという感覚を持っていたようです。ところが後半になると、「大坂表ニ而船頭三、四人被召捕」、「大坂町奉行所ニ而一通り吟味有之候所石州濱田より朝鮮地内竹嶋と申候北海中之嶋ニ而交易致候様子申候故大坂より右船頭共江戸表江差下し候……」、と船頭を江戸に送るころには、竹嶋（現在

の鬱陵島）については朝鮮の所属らしいことが分かってきたのではないかと思われます。「竹嶋ト云地形ハ元日本領無人ノ地也正保年中朝鮮領ニ被下候也」というこの表現も出ていますので、元は日本領ではないかと思う考えもあったと思います（正保年中は元禄年中の間違いですが）。

当事者である八右衛門は「申口」^{もうしごち}の方でどう述べているのか。『竹島渡海一件記 全』という史料は、「朝鮮持地竹嶋渡海一件大略」という内題もついています。この史料は最終の吟味でつめ印を押した「申口」^{もうしごち}の抄録だと思われます。最初は朝鮮のものと思っていたなかったとあります。松前に渡海している時に竹嶋という空島があるのでそこに行ったら商売になるんじゃないかと考えた、と言っています。「自己之徳用而已ニ無之莫太之御國益ニも可有成ト見込」、渡海願を出した。自分の徳用はもちろんんですけども、御国益という言葉が出てくるんですね。国益とは一体何だろうかということを考えたんですけども、この当時は異国からの威圧を感じる様になつたため藩国のためにだけでなく、日本国のためにという意識を持つ様になります。藩主が老中職をしていた関係もあると思うのですけども、日本の国益にもなるというふうに八右衛門自身も考えたんじゃないかと思います。

「竹嶋之外ニ松嶋と唱石見国海岸より子之方ニ當リ海上七八拾里斗相隔候小島有之右松竹両嶋とも全空嶋ト相見……」、そのままにしているのは残念で、両島とも渡海した方がいいのじゃないかと考え、知り合いの藩士に渡海許可を頼んでいた所、「竹嶋之儀は日出之地共難差極候……」、竹嶋は日本の領土であるというふうにも決めがたいという内容の書状が來たので、他の藩士に相談すると、松嶋へと名目を残して竹嶋へ渡航を試してみてはどうかと言われたとあります。その後に、「周防守様御勝手助成筋ハ勿論第一御国益之一番ニ付」と書かれていますので、周防守家の財政はもち

ろんですけども、日本国の国益になるというふうに考えたようです。松嶋については実際に隱岐島より船を進め松嶋の近くを通ったところ、「樹木等も無数更ニ見込無之場所」というふうに考察したと、八右衛門は述べています。

最後に「被召捕御吟味請右竹嶋は朝鮮持地ニ而渡海御制禁之次第始而承重々恐入後悔仕候……」、朝鮮國のものだというところに行ってしまって恐れ入りましたと言っています。

判決については、八右衛門関係では国立国会図書館に『石州松原浦無宿八右衛門一件』という史料、周防守関係では『天保七年申竹嶋一件御沙汰書留』という史料もあります。ほぼ同じ内容です。

八右衛門に関する記述については、松嶋の名目を持って渡ったけれど、竹嶋が「朝鮮国附属之地とは不弁」、朝鮮のものだとは知らなかつたとあります。絵図面を仕立てて、「異国人ニ出会交易等いたす儀は無之」、異国人に会つてないし、交易もしていないと否定しています。結局「異国之属嶋江渡海いたし立木等伐採持帰候始末御国体江対し不輕儀不届ニ付死罪申付候」と、国家の根本に触れるということで死罪になっています。

天保8（1837）年2月、幕府は全国向け御触書を出しています。「今度松平周防守元領分石州濱田松原浦ニ罷在候無宿八右衛門竹嶋江渡海致し候一件吟味之上右八右衛門其外夫々巖科ニ被行候右嶋往古者伯州米子之もの共渡海魚漁等致し候といへとも元祿之度朝鮮國江御渡ニ相成候以来渡海停止被仰付候場所有之都而異国渡海之儀者重御製禁ニ候條向後右嶋之儀も同様相心得渡海致す満しく候。勿論国々之回船等海上ニをみて異国船ニ不出會様乗筋等心かけ可申旨先年茂相觸候通弥相守以来者可成丈遠沖乗不致様乗回可申候」（対馬藩での御触書による）、沖乗りを完全に否定したわけではなく、なるべくしないようにと書かれています。御触書の伝播を調べた所、その年の4月頃迄に全国に行き渡ったことが確認されました。

レジュメの地図に、大廻りと書いてありますが、これが八右衛門の「申口」^{もうしぐち}にある松前へ渡る時に竹嶋の近くを通ったというルートだと思われます。鳥取市の一^行寺の絵図の航路がこれにあたります。航路上に「松前エカヘル船冬分多ハ竹嶋松嶋ノ間ヲヒラク」とあります。

又浜田から竹嶋（現在の鬱陵島）に渡ったルートは浜田から島根半島に行き、そこから隠岐島に渡り、福浦で風待ちをして松嶋の近くを通って竹嶋に行くというもので、帰りは南に向けての風と潮の流れがあるのでそれに乗ると、浜田から萩、見島あたりにかけていやおうなしに着いてしまいます。帰りは楽なのですが行くのはなかなか難しい。幕末、明治になって九州の人々が、宝の島である竹嶋に行こうとしている記事が色々出てくるのですけれど、結局方向がわからなくなって失敗しているケースが多くみられます。

1-5 今津屋八右衛門の竹嶋絵図について

「申口」に「嶋之次第私自筆ニ而繪圖ニ写取」とあります。今津屋八右衛門が竹嶋（一名鬱陵島）に渡った時に描いた絵図は、まだ発見されていませんけれど、それを写し取ったものは幾つか出てきています。渡部圓太夫写、権吉写、金森建策写、内閣文庫所蔵絵図などがそうです。

私は、2008年の9月に島根県立大学の大学院生と一緒に鬱陵島の漁業について共同研究ということで、鬱陵島に行ってきました。その折自分自身の目で、鬱陵島がどのような島であるのか見てきました。大変美しい島で3泊し、海上からと陸の方も車で見て回りました。

道洞という港があり、今はここにフェリーが入るようになっています。江戸時代の絵図を見ると、ここは八右衛門が行く以前より浜田浦という地名がついています。鬱陵島には北国浦とか柳浦とか、

日本名の地名がついている所がありますが、その理由を解説したものは今のところ出てきていません。近くの苧洞という港は、イカ及びスルメでは韓国的一大産地です。明治時代隱岐島から渡った漁業者が産地のもとを築きました。スルメの製法とかスルメの荷づくりの仕方等、現在までどういうふうに伝わっているのか、調査してきました。島の年輩の方々は船の構造部分の名称を日本語で知っておられました。

八右衛門の絵図は、北側の半分はほぼ正確に海岸線が描かれていますけれど、道洞とかの港のある側は少し方角がずれています。

八右衛門の竹嶋の絵図写が出てきたことによって、「申口」では1回しか八右衛門は渡ってないということになっていましたけれど、実は何回か渡ってることがわかつてきました。「申口」で100%本当のことをしゃべっているのではなくて、周りに迷惑が及ばないように考えていたと思われます。私自身は、浜田で天保竹嶋一件を話す機会があると、「八右衛門の行為は、よその国に行って黙って木々等を持ち帰っているので（犯罪行為に当るので）誉められた事ではない。本当は浜田のために尽くした偉人であってほしかった。」と言っています。

1-6 おわりに（天保竹嶋一件について）

今回の講座は、天保竹嶋一件当時の国の境について人々及び国がどのように考えていたかを、当時の史料によって示したものです。史料を客観的に見て各々で考えていただきたいと思います。直接史料にあたり、どこまでが正確な事実でありどこからが論者の推論なのか、推測を支える根拠は何なのかを明確にする必要がありますし、史料には誤読、誤植があるので、原文書により確認をする必要があります。

歴史は一次史料を探して著すことが大事ですが、余り史料に偏り

過ぎてしまうと、その裏にある人々の心という文字にあらわせないことが抜けることがありますので、史料を根幹にしながら風聞とか周りの考え方いうので肉づけして推測していく必要があるのではないかと思います。現在の人間がその当時の社会情勢を考えてイメージして、その歴史の中でこの事件がどんな関わりを持っていたかを考える必要があるのではないかと思います。固定観念をはずし別の角度から考えるのも一つの方法だと思います。

2-1 明治期の島名混乱の要因

明治期の島名混乱の要因というもののなのですけれど、西洋地図や海図が入ってきたことにも関係があるのでしょうが、私は外交権が幕府から明治政府に移る過程に問題があったのではないかと思っています。一つ目は、対馬藩から明治政府の外務省へ朝鮮国に対する外交権及び交易権の移管が半強制的に行われ、対馬藩では藩主自体が何度か旧来のようにできないか嘆願するような事態が起り、藩として不満を持っていた。それにより旧来からの対馬藩での朝鮮国対応の記録について、スムーズに伝達が行われなかつたと考えられます。二つ目は、幕府から明治政府の引き継ぎにおいても、例えば天保竹嶋一件について見ると、外務省『竹島考証』に、「旧幕府引継書」というものがありながら、判決文以外は風聞を取り入れたものがほとんどで、地名や年齢、名前等について間違った記述がされています。

旧幕府からの引継や、対馬藩の外交権が新政府の外務省に移っていく過程のことについて、もっと調べる必要があるのではないかと思っています。

2-2 島根県の一覧概表、統計書について

島根県が出している、県の一覧概表とか統計書中の竹島について

調べました。明治12年度版の『島根県一覧概表』中には島根県の地図が出てきますが、それには竹島の記述はありません。地図に最初に出てくるのは、明治39年刊行の『明治37年度版島根県統計書』で、明治38年度版になると、面積23町3反と書かれます。明治43年度版では、第3巻の勧業の部に竹島の地図が出てきます。この地図の中に、アシカかトドと思われる動物名が出てきます。それ以降もしばらく出ています。島根県地図は昭和2年度版からなくなります。戦後は昭和29年度版になって地図はありませんが、極北、五箇村竹島北端、北緯37度10分という記述が出てきます。昭和23年度版から昭和28年度版まで、島根県の極北は隠岐島中村の沖、北端、北緯36度21分とあります。昭和38年度版より島根県地図が載り始めますが、竹島はなく、記述の中には、極北隠岐島、五箇村竹島北端、北緯37度10分と出てきます。そのような状態は昭和49年度版まで続き、昭和50年度版からは地図に載るようになります。昭和59年度版までは竹島はただ1島だけ、昭和60年度版より2島で表されます。緯度については平成8年度版までは北緯37度10分、平成9年度版北緯37度14分、平成10年度版37度14分58秒、平成16年度版37度14分43秒と変わります。一体だれがころころと変えているのかと思いました。統計書を見る限り、行政が少し気を抜いたところがあったのだと思います。しっかりやって頂きたいと思います。

2-3 李承晩ラインと浜田について

李承晩ラインが一方的に存在した当時、竹島周辺で拿捕された浜田船籍の船はありません。浜田の船も拿捕されていますが、対馬、濟州島周辺で拿捕されています。浜田の場合、私が調べた所では拿捕件数は9件です。李承晩ラインは竹島の周辺だけでなく対馬の周りにも引かれていました。竹島の領土の問題になると、竹島だけ

がクローズアップされてしまいますが、一方漁業全体の問題として見る場合、領域が全部入った状態で考えなければならないと思います。お互いに違いがあることを認め史料を出し合い相互に検証し冷静に話し合うべきだと思います。国益に関する事は、領土の問題も漁業の問題も、国の外交に関することであり、日本政府及び行政機関の政治的な的確な対応が望まれます。

3-1 おわりに

事実は、人の書いたものとか人の意見とかいうものだけではなくて、自分の目で確かめたり資料を調べて確認するということが必要ではないかなと思います。皆さん方が疑問を持たれたら、その疑問について正されればいいのじゃないかと、私は思っています。竹島については、日本の領土であるとか韓国の領土であるとかいうだけでなく、アジア全体の中でこの問題がどのように関係し、どのように考えられているのかも考え、その対応を、日本政府ももっと世界に対して日本の考え方をアピールする必要があると思っています。

(この文章は録音した講義記録をもとに加筆・修正のうえ、まとめていただいたものです)

質疑応答

○質問

鬱陵島に日本名の地名があるということは、江戸時代に日本人が暮らしていた名残ですか

○回答（森須）

日本社会があったかどうか、それに関する文書が発見されていないので分かりません。竹嶋絵図の中に日本名の地名が確かに書かれています。家屋が書かれている絵図もありますが、決定づけるものではありません。詳しくは竹島問題研究会編『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』中の「鳥取県立博物館所蔵竹島（鬱陵島）・松島（竹島/独島）関係資料」を見て下さい。

江戸時代対馬藩は幕府と朝鮮国との間に入って外交を行っていましたので、その当時の外交文書及び下書きやメモ等、新たに発見されれば状況が変わってくるかもしれません。また一方、朝鮮国は日本以上に中央集権の強い国家でしたので、行政史料はほとんど中央にしか残っていません。従って地方の行政府、出先機関にはほとんど史料が残っていないというのが現状のようです。私自身は、宗教関係のお寺とかに文書が残っている可能性があるのではないかと感じています。そのような史料が新たに発見されれば解明される可能性があると思います。